

## 積立式定期預金規定

### 第1条 取扱店の範囲等

1. この預金は、当行所定の窓口でお取扱いができます。
2. 積立式定期預金口座（以下、「口座」という）は、当行に普通預金口座を開設しているお客さまのみ開設いただけます。
3. 口座は、お一人につき9口座まで開設いただけます。

### 第2条 預金の預入等

1. この預金の預入は、1回あたり5,000円以上とし、1,000円単位で口座振替により預入れができます。
2. この預金は、預入期間を1カ月以上1年以下とするスーパー定期で預入するものとします。
3. この口座の満期日（以下、「口座満期日」という）は、口座開設日より6カ月後の応当日から5年後の応当日までの間でご指定いただけます。

### 第3条 口座振替による預入

1. 積立引落口座はお客さま名義の当行普通預金口座とします。また、振替日、振替金額等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。
2. 振替日の当行所定の手続時刻において積立引落口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。ただし、振替金額の不足額が総合口座取引規定に定める貸越限度額の範囲内で、かつ、この口座について当座貸越が発生する場合も振替を行う旨の指定がある場合は振替えます。
3. 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合は、あらかじめ当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

### 第4条 預入期間、継続の方法、支払時期等

1. この預金の預入は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から口座満期日までの期間に応じて次のとおり取り扱います。なお、この預金の預入期限は、口座満期日の1カ月前の応当日までとします。
  - A 預入日から口座満期日までの期間が13カ月以上の場合は、預入期間1年のスーパー定期として預け入れます。
  - B 預入日から口座満期日までの期間が12カ月超13カ月未満の場合は、預入期間1カ月のスーパー定期として預け入れます。
  - C 預入日から口座満期日までの期間が1カ月以上12カ月以下の場合は、口座満期日までを預入期間とするスーパー定期として預け入れます。
2. この預金の満期日には、この預金の元利合計金額をもって、前項に従って継続します。また、この預金の満期日と同一日に新たな預金の預入がある場合は、この預金の元利合計金額と新たな預金の金額を合算し、1口の預金として前項に従って継続します。継続された預金についても以後同様とします。
3. この預金は、口座満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はお客さま名義の普通預金口座に入金します。

### 第5条 利息

1. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
2. この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における当行所定の利率（以下、「約定利率」という）によって計算し、満期日に元金とともに支払います。

3. この口座に預け入れた各預金の継続を停止して、満期日に解約することはできません。
4. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。
  - A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方
  - B 6カ月以上1年未満 約定利率×50%

中途解約時に適用される普通預金利率は、普通預金利率が適用され、普通預金（イオンカードセレクト/キャッシュ+デビット/イオンデビットカード）の利率は適用されません。

#### 第6条 預金の解約

1. この預金を口座満期日における自動解約以外の方法で解約するときは、次のいずれかの手続きによるものとします。
  - (1)当行所定の方法により、当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証を行ったうえ提出してください。
  - (2)イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
2. この口座に預け入れた各預金のうち、解約する預金を指定することができます。各預金の金額の一部および各預金の合計金額の一部を指定して解約することはできません。

#### 第7条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

#### 第8条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上  
(2017.8.30 現在)